

平成

二十八年

五條市議会第四回十二月定例会会議録(第四号)

平成二十八年十二月十九日(月曜日)

議事日程(第四号)

平成二十八年十二月十九日 午前十時開議

第一 議第六十五号 市道路線の認定についての訂正について

第二 議第六十三号 五條市応急診療所条例の一部改正について

議第六十四号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議第六十五号 市道路線の認定について

議第六十六号 市道路線の認定について

議第六十七号 市道路線の変更について

議第六十八号 市道路線の変更について

議第七十一号 五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について

議第七十三号 奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更について

議第七十五号 平成二十八年年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)議定について

議第七十六号 平成二十八年年度五條市下水道事業特別会計補正予算(第一号)議定について

議第七十七号 平成二十八年年度五條市墓地事業特別会計補正予算(第一号)議定について

第三 議第五十八号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

議第五十九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

議第六十九号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について
 議第七十号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について
 議第七十二号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

- 第四 発議第十五号 森林環境税（仮称）の早期実現等森林吸収源対策に必要な安定財源を求める意見書について
- 第五 発議第十六号 紀伊山地における国直轄による大規模土砂災害対策の着実な推進を求める意見書について
- 第六 発議第十七号 五條市学校適正化基本計画の素案に対する決議について
- 第七 発議第十八号 五條市クリーン・オアシスに対する調査報告を求める決議について
- 第八 推第 三号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

追加日程（第五号）

- 第一 議第七十四号 平成二十八年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定について

追加日程第一 議長辞職の件

追加日程（第六号）

- 第一 選第 二号 議長の選挙について

本日の会議に付した事件

発議第十八号、議第七十四号及び選第二号まで

出席議員（十二名）

一番	養	田	全	康
二番	平	岡	清	司
三番	牧	野	雅	一

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	副市長	教育長	技監	市長公室長	危機管理監	すこやか市民部長	あんしん福祉部長	産業環境部長
太	好	堀	八	福	山	坂	稲	辻
田	内	内	田	塚	本	口	次	田
紀	成	伸	勝	修	慎	裕	祥	
友	起	護	彦	二	一	美	友	

四番	五番	六番	七番	八番	九番	十番	十一番	十二番
宗	吉	窪	岩	福	山	吉	益	大
部	田	本	塚	口	田	田	田	谷
康	佳	耕	雅	吉	龍			
寛	正	孝	実	司	範	博	雄	

事務局職員出席者

都市整備部長	河 博
教育部長	松 井
総務部次長（財政課長）	和 田
西吉野支所長	山 本
大塔支所長	泉 谷
水道局長	松 本
会計管理者	松 本
秘書課長	西 本
企画政策課長	中 本
土地開発公社事務局長	上 田
事務局長	竹 本
事務局次長	久 保
事務局係長	辰 巳
事務局主任	片 山
速記者	柳 ケ
	瀬
	勝 治
	大 彦
	仁 輔
	五 美
	美 美
	幸 幸
	博 幸
	和 永
	剛 明
	利 子
	進 治
	武 士
	智 美
	久 美
	賢 二
	幸 則

午前十時零分再開

○議長（吉田 正）ただいまから、去る十二日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）初めに、日程第一、議第六十五号、市道路線の認定についての訂正について議題といたします。

訂正内容について説明を求めます。河田都市整備部長。

〔都市整備部長 河田博幸登壇〕

○都市整備部長（河田博幸）おはようございます。

ただいま上程いただきました日程第一、議第六十五号、市道路線の認定についての訂正についての御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の三十五ページを御覧いただきたいと存じます。

議案書本文の表中の市道宇井支線一号線の幅員について、「幅員五・七メートルから九・〇メートル」を「幅員五・七メートルから九・三メートル」に訂正させていただきたく存じます。

併せて、十二月十二日の本会議での議第六十五号、市道路線の認定についての議案審議において御説明を申し上げました幅員について、「幅員五・七メートルから九・〇メートル」を「幅員五・七メートルから九・三メートル」に訂正させていただきたくお願い申し上げます。誠に恐縮と存じますが、この訂正につきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）お諮りいたします。議第六十五号、市道路線の認定についての訂正について、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって議第六十五号、市道路線の認定についての訂正については承認されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第二、議第六十三号、議第六十四号、議第六十五号、議第六十六号、議第六十七号、議第六十八号、議第七十一号、議第七十三号及び議第七十五号から議第七十七号の十一議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田雅範委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田雅範登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田雅範）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第六十三号から議第六十八号、議第七十一号、議第七十三号及び議第七十五号から議第七十七号の十一議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、十二日の本会議において当委員会に付託され、十四日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第六十三号 五條市応急診療所条例の一部改正につきましては、南和広域医療企業団議会の病院建設運営委員会において、五條病院が平成二十九年四月にリニューアルオープンすることに伴い、五條病院の直接診療に使用しない部分について、五條市応急診療所として有効利用を図ることが報告され、企業団議会において承認されたことにより、五條市応急診療所を五條病院内に移転するため、本条例を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、従来の応急診療所と変わるところについてただしたのに対し、「先生の体制や経費等は大きく変わらない。また、診療科目・時間についても同じである。」との答弁がありました。また、五條病院との連携についてただしたのに対し、「今のところ連携はない。」との答弁がありました。また、光熱水費についてただしたのに対し、「メーター等を別に付けるのではなく、現在使用している金額を参考に負担金として支払うことになる。」との答弁がありました。

次に、議第六十四号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、簡易水道事業を五條市水道事業に統合するため、条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、現在メーターが付いていない施設へのメーターの設置についてただしたのに対し、「現在メーターの付いていない組合が管理しているところは、水道局として料金をもらっていないので、水道局が直営するときにメーターを設置して料金をいただく。」との答弁がありました。また、簡易水道における老朽化している配管の割合についてただしたのに対し、「全体で二五〇キロメートルの配管のうち、約一〇キロメートルは改修が必要である。」との答弁がありました。また、統合するメリットについてただしたのに対し、「現在簡易水道で国から受けている補助について、統合しないと受けることができなくなる。また、維持管理を水道局で行うことになるので地元組合の負担がなくなる。」との答弁がありました。また、簡易水道の料金が値上がりすることに対する地元合意についてただしたのに対し、「直営化する組合の役員・関係者への説明を九月に行い、理解を得ている。」との答弁がありました。また、

メーターはいつ頃までに設置するのかたまたしたのに対し、「整備が終わったところからメーターを設置していく。平成三十四年度を目途に整備する予定である。」との答弁がありました。

議第六十五号 市道路線の認定の説明に当たり、議案書三十五ページに市道宇井支線一号線の幅員について、五・七メートルから九・〇メートルと記載されているが、五・七メートルから九・三メートルの誤りであり、正誤表を配布するとともに理事者から訂正依頼とおわびがありました。

次に、議第六十五号 市道路線の認定につきましては、現在の市道川西線において、紀伊半島大水害で被災しなかった部分を新たに、市道宇井支線一号線として認定するものである。また、議第六十八号 市道路線の変更につきましては、市道川西線の路線が、紀伊半島大水害により大塔運動場とともに被災し、大塔運動場復旧のための施設整備事業に合わせ道路部の復旧計画も進捗しているが、施設整備後は道路の線形が大きく変わることになるため変更するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、市道川西線の幅員〇・九メートルのところの拡幅予定についてたまたしたのに対し、「山間を歩く部分があり、改良の予定はない。」との答弁がありました。また、終点と接する市道の舗装についてたまたしたのに対し、「舗装の発注は終わっている段階である。」との答弁がありました。

次に、議第六十六号 市道路線の認定につきましては、南奈良総合医療センターへのアクセスとして事業を進めている道路について「市道（仮称）東阿田西阿田線」として認定をするものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、法線に対する地元の方の了解についてたまたしたのに対し、「説明会が終わり、微調整はあるが了承を得ていると考えている。」との答弁がありました。また、上からつながる道路も含めて九・五メートルの幅員で拡幅するのかたまたしたのに対し、「土地的に問題がある箇所があり、計画を策定できない状態である。」との答弁がありました。また、上までの拡幅が完了する時期についてたまたしたのに対し、「時期は未定であるが、一筆に対し、多数の所有者がいる箇所もあり、その方々の承認を得るのがかなり困難であるが、計画を策定できるかどうかも含め、検討してまいりたい。」との答弁がありました。また、路面排水が入る国道の水路が狭あいであることについてたまたしたのに対し、「国道を横断する管の改修に向け道路管理者等と協議をしていきたい。」との答弁がありました。

次に、議第六十七号 市道路線の変更につきましては、市道辻堂線の延長上にある、道路の形態をなし昭和六十一年から現在まで生活道として活用されていた熊野川護岸構造物の上部について、河川管理者の奈良県とも協議を重ね、今後の本路線に関して、管理区分を整える方向で進めていくこととなり、道路法上の道路として本市で維持管理し、将来的にも安心して地域住民の方に通行していただくために、市道辻堂

線を変更（延伸）するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第七十一号 五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定につきましては、次期指定期間の指定管理者の候補者として、「五條市指定管理者候補選定委員会」において選定された「株式会社あすも」を、平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで同施設の指定管理者に指定するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、過去三年間の利用実績についてたまたしたのに対し、「平成二十六年度は百七十六人の利用で、二百二十七万五百円、平成二十七年度は二百六十五人の利用で三百六十五万八千七百三十円、平成二十八年度は四月から九月までの期間において百三十三人の利用で、百四十三万六千二百八十円の売上げである。」との答弁がありました。また、施設の利用料金についてたまたしたのに対し、「離れについては、二名で三万円、三名で三万六千円、四名で四万四千円、五名で五万円、蔵については、一名で二万円、二名で二万四千円である。」との答弁があり、委員から、利用料金が比較的高額であるので利用しやすい料金設定について検討してもらいたいとの意見がありました。

次に、議第七十三号 奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更につきましては、平成二十九年四月一日から奈良広域水質検査センター組合に、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町が加わることに伴い、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の数が増え、規約の変更をするものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、七町が加入後の五條市の負担金についてたまたしたのに対し、「組合に対する構成市町村全体の負担金は四千五百万円から四千八百万円になるが、五條市の負担金については、四百四万四千円から二万一千円下がることになる。」との答弁がありました。また、五條市の負担割合が高いことについてたまたしたのに対し、「五條市は施設数が多いため一番多く負担している。」との答弁がありました。

次に、議第七十五号 平成二十八年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ八千七十七万七千円を追加し、総額を五十二億八千八百九十八万七千円とするもので、歳出としては、高額医療費共同事業拠出金二千九百五十八万七千円及び保険財政共同安定化事業拠出金五千百十九万円を増額するもので、医療費の増加見込みに伴う拠出金の不足額を補正するものである。歳入としては、高額医療費共同事業交付金二千九百五十八万七千円及び保険財政共同安定化事業交付金五千百十九万円の増額を行い、歳入歳出の均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、共同事業拠出金及び共同事業交付金についてたまたしたのに対し、「県内市町村の国民健康保険財政の安定化及び保険税の平準化を図るために国民健康保険団体連合会に市町村が拠出金を納め、高額な医療費の発生に対し、市町村に交付金を交付することにより、財政への影響の緩和を図るための事業である。」との答弁がありました。

次に、議第七十六号 平成二十八年五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ四千八百万円を追加し、総額を十二億六千九百九十万円とするもので、歳出としては、委託料八百万円及び補償補填及び賠償金四千万円を増額するもので、国の二次補正を活用して、測量、調査業務及び水道管等移設補償を行うもので、その財源は国庫支出金二千万円及び市債二千八百万円で賄うものである。また、繰越明許費の補正については、国の補正による補助金を活用することから事業期間を確保するため全額を翌年度へ繰り越すものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、水道管等移設補償費についてただしたのに対し、「下水道管を敷設するために必要な水道管等の移設に対する補償費である。」との答弁がありました。

次に、議第七十七号 平成二十八年五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、新市営墓地建設事業のうち委託料一千九百七十万円について、地元との合意形成の取得について不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費の設定を行うもので、事業完了は平成二十九年六月末を予定しているとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、委託料の内訳についてただしたのに対し、「測量、地質調査、基本設計、建築物設計、開発申請等である。」との答弁がありました。また、地元との協議において、測量業務をして具体的な墓地計画の提示を求めていることについてただしたのに対し、「地元の要望事項も協議した上で測量をして青写真を示してまいりたい。」との答弁があり、委員から、夏頃の説明会で測量して設計をして示していくという話で終わり、その後の説明がない。地元は反対していないので、早く進めてもらいたいとの意見がありました。

こうして、当委員会に付託された十一議案につきましては、慎重審査を経てそれぞれ採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十二日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）意見調整のため暫時休憩します。

午前十時二十三分休憩に入る

午後四時二十六分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

会議を続けます。

○議長（吉田 正）次に、日程第三、議第五十八号、議第五十九号、議第六十九号、議第七十号及び議第七十二号の五議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会福塚実委員長。

〔総務文教常任委員長 福塚 実登壇〕

○総務文教常任委員長（福塚 実）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第五十八号、議第五十九号、議第六十九号、議第七十号及び議第七十二号の五議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、十二日の本会議において当委員会に付託され、十三日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十八号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきましては、平成二十八年八月八日付けの人事院勧告を受け改定された国家公務員給与に準じた改定を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、市の特別職の改正についてただしたのに対し、「財政状況の厳しい中なので特別職については改正をしない。ただし、一般職については、ラスパイレース指数が奈良県下の市の中でも最低であることから人事院勧告に準じて改正するものである。」との答弁がありましたが、委員から、議員報酬については全国的にも高額であるためこの改正に反対であるとの意見がありました。

次に、議第五十九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、平成二十八年八月八日付けの人事院勧告を受け改定された国家公務員給与に準じた改定を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第六十九号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定につきましては、現在の指定管理者の指定期間が今年度末で満了するため、次期指定期間の指定管理者の候補者として、五條市指定管理者候補選定委員会において選定された「維新の魁・天誅組」保存伝承・顕彰推進協議会を、平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで同施設の指定管理者に指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理者の住所が五條市立民俗資料館の住所と同じであることについてただしたのに対し、「街なみ環境整備事業により民俗資料館の整備が行われたときには、地域の方々に無償で管理していただいていたが、五條新町地区街なみ環境整備協議会から任意団体である天誅組保存会で管理をしてもらうてはどうかということがあり、事務所を民俗資料館に置いた経緯があり現在に至っている。」との答弁がありました。また、指定管理料及び選定方法についてただしたのに対し、「指定管理料は、年間二百六十四万四千円で、選定方法は、非公募で一者について五條市指定管理者候補選定委員会に諮り選定を行った。」との答弁がありました。また、指定管理料の内訳についてただしたのに対し、「主には人件費であり、施設の警備や展示等を行っている。」との答弁がありました。また、利益が出た場合の返納についてただしたのに対し、「入館料も無料であり、市に返納されたことはない。」との答弁がありました。

次に、議第七十号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定につきましては、現在の指定管理者の指定期間が今年度末で満了するため、

次期指定期間の指定管理者の候補者として、五條市指定管理者候補選定委員会において選定された「特定非営利活動法人大和社中」を、平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで同施設の指定管理者に指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理料についてただしたのに対し、「年間二百六十九万五千円である。」との答弁がありました。また、公募なのかただしたのに対し、「非公募である。」との答弁がありました。また、公募することを検討したのかただしたのに対し、「地域の皆様が組織し、施設を作り育ててきた経緯もあるので、そういった団体を選定することが適当と判断している。」との答弁があり、委員から、公平性を確保する取組をしてもらいたいとの意見がありました。

次に、議第七十二号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更につきましては、西和衛生試験センター組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体でなくなることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少し、規約の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。

こうして、当委員会に付託された議案のうち、議第五十八号については起立採決の結果、起立多数で、議第五十九号、議第六十九号、議第七十号及び議第七十二号については、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、当委員会に付託されました議第七十四号 平成二十八年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、厚生建設常任委員会の所管事項に関する同委員会への報告を受けた後、改めて審査することを決定し、十五日午前十時から審査をしましたが、債務負担行為の補正予算が計上されている「ごみ中継施設」の場所についてただしたのに対し、「慎重を期するために地元自治会への説明が終了しなければ公表することができない。」との答弁があり、議会としては、予算を執行することを決める重要な議案においては、ごみ中継施設の場所を含めて審査する必要があるため、ごみ中継施設の場所を公表することが可能になってから審査をすべきであるとの意見があり、起立採決の結果、起立多数により継続審査とすることを決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十二日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本五議案を議案ごとに採決いたします。

初めに、議第五十八号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。
なおこの採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、議第五十九号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、議第六十九号、五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、議第七十号、五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、議第七十二号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）お諮りいたします。

この際、議第七十四号 平成二十八年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定について、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。

よって本案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

○議長（吉田 正）追加日程を配布させます。

配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

○議長（吉田 正）それでは追加日程第一、議第七十四号を議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会福塚 実委員長。

〔総務文教常任委員長 福塚 実登壇〕

○総務文教常任委員長（福塚 実）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第七十四号 平成二十八年年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、去る、十二日の本会議において当委員会に付託され、厚生建設常任委員会の所管事項に関する同委員会への報告を受けた後、改めて審査することを決定し、十五日午前十時から審査を行いました。が、債務負担行為の補正に計上している「ごみ中継施設整備事業」について、議会としては予算を執行することを決める重要な議案なので、ごみ中継施設の場所を含めて審査する必要があるが、市としては、「慎重を期するために現時点では公表することができない。」との見解であり、ごみ中継施設の場所を公表することが可能になってから審査をすべきであるとの意見があり、継続審査とすることを決めました。その後、理事者からごみ中継施設の場所について報告できることとなったため、本日、午前十時五十分から委員会を開催し、理事者から報告を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

それでは、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件につきましては、歳入歳出予算、債務負担行為、繰越明許費及び地方債の補正で、まず、歳入歳出予算の補正としては一億五千八百三十二万九千円を追加し、予算総額を歳入歳出ともに二百十九億九千三百六十一万七千円とするもので、歳出予算の主な内容は、五條市ふるさと応援寄附金業務委託料追加八百五十万円、埋蔵文化財確認調査委託料七百五十万円、新庁舎整備基本設計業務委託料二千七百万円の減額、

後期高齢者医療費における療養給付負担金追加六百七十四万二千元、臨時福祉給付金事業費追加一億四千六百六十万円、医療施設等施設整備補助金返還金百八十五万八千元、子どものための教育・保育施設型給付費追加百七十九万円、道路橋りょう災害復旧費一千百八十五万円、河川災害復旧費百十万円の追加であり、その財源は、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入及び市債で賄うものである。また、繰越明許費の補正については、臨時福祉給付金事業、道路維持修繕事業、道路改良事業、橋りょう改良事業、五條インター周辺地域振興拠点施設整備事業、周遊観光拠点施設整備事業、道路災害復旧事業について繰り越すものである。また、債務負担行為の補正については、新庁舎整備事業、防災拠点施設用地調査及び基本構想策定業務委託、花咲寮整備事業、ごみ中継施設整備事業、塵芥収集業務委託、リサイクル類直接資源化業務委託、最終処分場浸出水処理施設運転管理業務委託、し尿処理施設運転管理業務委託の債務負担行為を設定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、し尿処理施設の建物に百九十六箇所のクラック等が確認されたが構造上の問題はなかったのかたまたまのに対し、「九月二十日にクラックを発見し、十月十二日に水 i n g 株式会社、田原建設株式会社及び五條市建設課建築係で確認を行い、十月三十一日及び十一月一日に田原建設が依頼した株式会社ニシケンが調査を行い、五條市には十二月十二日に報告があった。報告では原因は乾燥による伸縮であり、V字カットをして対応すること、業者の見解では耐震性には問題がないとのことであった。」との答弁がありました。また、担当課から市長への報告についてたまたまのに対し、「まだ、報告をしていない。」との答弁がありました。また、本議案が可決された場合の入札予定についてたまたまのに対し、「一月末を予定している。」との答弁がありました。また、施工監理業者の立会いについてたまたまのに対し、「市からは連絡をしなかった。」との答弁がありました。また、し尿処理施設運転管理業務の内容についてたまたまのに対し、「し尿の受入、助燃材・リンの回収、施設の運転管理等である。」との答弁がありました。また、職員で当面は運転していただくのかたまたまのに対し、「通常の運転はできるが、トラブル等への対応はメーカーのサポートがないと難しい。」との答弁がありました。また、今後の対応についてたまたまのに対し、「業者に責任を持って対応をしてもらう。不備がある場合には、担保期間を延長してでも責任を負わす体制を作りたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、このような形の債務負担行為になったことについてたまたまのに対し、「従前は歳出予算に計上して繰越しをしていた経緯がある。地方自治法上は債務負担行為を活用し、年度開始前に行う入札行為を担保しなさいとなっている。また、債務負担行為は、契約行為等の債務の負担に関する権限だけを与えるもので、債務の履行、いわゆる支出を伴う年度の歳出予算を計上していくことになる。」との答弁がありました。また、入札行為が終わり業者が決まってからでは議会としてチェック機能が果たせないことについてたまたまのに対し、「債務負担行

為が上程されたときにチェックいただけると認識している。」との答弁がありました。

次に、子どものための教育・保育施設型給付費の支給実績についてただしたのに対し、「あやの台のこども園を、なつみ台にお住まいの五歳児一名、三歳児三名の合計四名が利用されている。」との答弁がありました。また、他所から五條市へ来てもらえる体制の構築についてただしたのに対し、「五條の施設に魅力がなかったということで総点検し、今後の方策につなげなければならない。」との答弁がありました。

次に、繰越明許費の詳細な内容についてただしたのに対し、「臨時福祉給付金事業は、申請、審査、支払いまで最低でも九箇月程度掛かり、業務の終了は来年九月を予定している。また、道路維持修繕事業は、ボーリング調査をするに当たり、山全体が動いている可能性があり、調査するのに五から六箇月掛かり、道路改良事業は、柿の収穫等により通行止めの調整に時間を要し、橋りょう維持修繕事業は市内五十箇所あり広域であるため時間を要し、橋りょう改良事業は、通行止め等の規制の調整及び土地の取得等に不測の日数を要したものである。また、五條インター周辺地域振興拠点整備事業は、先進地の調査やPFI方式の検討に時間を要し、周遊観光拠点施設整備事業は、国土交通省の堤防工事が当初より遅れた事により、地元から堤防ができるまで五新鉄道の築堤が堤防代わりになるので撤去しないでもらいたいとの要望もあり、工事を一時中断したものである。また、道路災害復旧事業は、災害査定を受け、事業決定が来年一月以降になるため、事業期間を確保するため事業を繰り越すものである。」との答弁があり、委員から、突発的なものではなく、繰越しありきの予算編成もあるので、来年以降はその辺も配慮してもらいたいとの意見がありました。

次に、債務負担行為に計上されている事業の今後の事業計画についてただしたのに対し、「新庁舎整備事業は、年度内に契約をして、成果品となるのが基本設計と造成設計が平成二十九年秋、実施設計が平成三十年秋を予定している。防災拠点施設用地調査については、今年の七月にプレディアゴルフ地区が自衛隊の展開基盤の候補地として優先順位が示されました。そういう状況の中で県の消防学校や広域防災拠点として整備することを含めたゴルフ場の用地買収に掛かる概算費用の調査で、基本構想策定業務委託は、県の消防学校や広域防災拠点に必要な用地以外の部分について市として活用する防災用地の基本構想であり、二月上旬頃を目途に業者選定を行い、用地調査は五月末、基本構想は七月末頃を目途に実施していきたい。花咲寮建替整備事業は、年度内に業者選定を行い、平成二十九年三月から用地測量、地質調査、平成二十九年四月から基本設計、実施設計、確認申請を実施していきたい。ごみ中継施設は、年度内に業者選定を行い、用地測量、地質調査、基本設計、実施設計を一括発注していきたい。」との答弁がありました。また、ごみ中継施設の場所についてただしたのに対し、「現在周辺地区の連合自治会への説明は終わっているが、各対象自治会への説明が終わっていない段階であり、今後の影響が懸念されることも考えられるの

で御容赦願いたい。」との答弁があり、慎重にしているのは理解できるが、予算の執行を審議する上で知る必要があることについてただしたのに対し、「まずは地域の方々に御理解いただいた上で、議員の皆様には報告させていただくようにしている。また、空白期間のないように事業を進めるため予算計上したもので、場所については、隣接する民家もなく、新ごみ焼却施設へのアクセスもよく、現施設からの距離も含めて市民の皆様にも大きく利便性を損なうことはないと考えている。」との答弁がありました。また周辺地域の自治連合会への説明会で資料も配布していることもあり、議会に場所を示してもらわないと判断できないことについてただしたのに対し、「地域の自治会、住民の方にまだ説明が行き渡っていない可能性もあり、公表を控えさせていただきたい。」との答弁があり、委員から、その場所が適地であるのかどうかを見極めた上で予算を執行すべきであり、無責任な議決はできないのとの意見がありました。

休憩を取り意見調整をした後、委員からの質問に対し、「塵芥収集業務委託は、平成二十九年四月から収集業務を開始するため、三月には契約を締結したいと考えている。また、搬送が御所市の新ごみ焼却施設までとなるため、前回と比べると二千三百万円程度増額となっている。リサイクル類直接資源化業務委託は、平成二十九年四月から業務を開始するため、三月には契約を締結したいと考えている。最終処分場浸出水処理施設運転管理業務委託は、平成二十九年四月から業務を開始するため、三月には契約を締結したいと考えている。内容としては、これまでは浸出水をごみ焼却時の冷却水として全量使用していたが、地元との協議により下水道放流することとなり、そのために必要な管理業務委託である。」との答弁がありました。また、委員から一日も早く着工等を望むのであれば、それなりの行程がないといけない。想定どおりに行かなくても最大の努力をして進んでもらいたいとの意見がありました。

次に、本日開催された委員会において理事者から、「ごみ中継施設の建設予定地については、五條市近内町一一〇四番四であり、県道二六一号線西佐味中之線から南大和テクノタウンを通り国道二四号へ通じる角地にある市有地を考えている。」との説明がありました。また、委員から、十五日の委員会では、地元の各自治会への説明が全部終了しなければ公表できないとの答弁であった。また、本日の委員会開催に当たり、総務文教常任委員会の正・副委員長に対し事前説明を行っているのかただしたのに対し、「本日の委員会を開催していただくに当たり、正・副委員長に対し十分な説明が欠けていた。反省しておわび申し上げ、今後はこのようなことのないようにしていく。また、中継施設予定地については、十五日の総務文教常任委員会において、関係地区四自治会に対して説明が終わるまで予定地について公表をすることができないと答弁させていただいたが、昨日出屋敷町の自治会への説明が終わり、本日を含め残りの三自治会に説明をさせていただくが、今回の補正予算が継続審査となるよりも早期に審議いただき一日でも早く中継施設の整備を進めていくことが最も重要であるとともに、他の予算項目におい

ても生活に密着した重要な予算であることから総合的に判断し、本日の公表となったものである。」との説明があり、委員から、市の事務事業を所管する委員会への説明も含め、きちつと議会への対応をしてもらいたい。また、予算に対しては、一日も早く事業を進めてもらいたいとの意見がありました。また、し尿処理施設運転管理業務委託については、予定している入札を建物の修繕が完了するまで待てないのかただしたのに対し、「委託の内容及び発注時期の検討について再度協議してまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、内容を精査して入札をしてもらいたいとの意見がありました。

こうして、当委員会に付託された議第七十四号 平成二十八年五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第四、発議第十五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第十五号 森林環境税（仮称）の早期実現等森林吸収源対策に必要な安定財源を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

平成二十八年十二月十九日提出

提出者 五條市議会運営委員会委員長 牧野雅一

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会牧野雅一委員長。

〔議会運営委員長 牧野雅一登壇〕

○議会運営委員長（牧野雅一）ただいま上程されました、発議第十五号、森林環境税（仮称）の早期実現等森林吸収源対策に必要な安定財源を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

森林環境税（仮称）の早期実現等森林吸収源対策に必要な安定財源を求める意見書（案）

森林吸収源対策・安定財源の確保については、平成二十八年年度の与党税制改正大綱において、「市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制、『森林環境税（仮称）』等の新たな仕組みを検討する」とされ、実現への道筋がつけられた。

しかしながら、森林吸収量を確保するためには、間伐や伐採後の再造林を着実に行う必要があるが、今後、主伐・再造林時代を迎えるに当たり、森林整備をはじめとする森林吸収源対策に必要な予算は決定的に不足しており、将来にわたって必要な森林吸収量を確保することは困難である。

ついては、「地球温暖化対策税」の活用充実及び本年度開始の地方財政措置の拡充・強化とともに、下記事項の実現を強く要望する。

記

一、森林吸収源対策を確実に推進するために、国税としての「森林環境税（仮称）」を早期に実現すること。

二、実現までの間においても、必要な施策を推進するための予算を十分に確保すること。

（森林整備事業・次世代林業基盤づくり交付金等の拡充・強化）

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年十二月十九日

五 條 市 議 会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決し意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いについては、議長に御一任願います。

○議長（吉田 正）次に、日程第五、発議第十六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第十六号 紀伊山地における国直轄による大規模土砂災害対策の着実な推進を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

平成二十八年十二月十九日提出

提出者 五條市議会運営委員会委員長 牧 野 雅 一

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会牧野雅一委員長。

〔議会運営委員長 牧野雅一登壇〕

○議会運営委員長（牧野雅一）ただいま上程されました発議第十六号、紀伊山地における国直轄による大規模土砂災害対策の着実な推進を求め

る意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

紀伊山地における国直轄による大規模土砂災害対策の着実な推進を求める意見書（案）

未曾有の大災害をもたらした紀伊半島大水害から五年が経過し、被災地においては、復旧・復興から振興に向け、地域が一丸となって取り組んでいる状況である。

しかしながら、熊野川をはじめとする紀伊半島の河川では、崩壊した山腹斜面等から、おびただしい量の土砂が流出し続けており、河川内に堆積した土砂は、地域住民が安全で安心して生活を送る上で、著しい脅威となっている。

国において、平成二十四年度から五年間の計画で特定緊急砂防事業に取り組んだ結果、「深層崩壊」による天然ダムが台風等の豪雨時に決壊し、巨大な土石流が流域を襲うといった悲劇的な大惨事から免れつつあるが、奈良県、和歌山県、三重県の三県には、紀伊半島大水害の爪痕である約三千箇所にも上る崩壊地が残っており、土砂流出の抑制に向け、高度な専門的知見と技術力を生かし、新たな抜本的対策の展開を図ることは、国としての重大な責務である。

このため、平成二十九年度から、五年間の実績を有する紀伊山地砂防事務所において、新たな大規模土砂災害対策事業に着手することを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年十二月十九日

五 條 市 議 会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決し意見書を提出することに決しました。
なお、意見書の取扱いについては、議長に御一任願います。

○議長（吉田 正）次に、日程第六、発議第十七号を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第十七号 五條市学校適正化基本計画の素案に対する決議について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。
平成二十八年十二月十九日提出

提出者 五條市議会総務文教常任委員会委員長 福塚 実

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。総務文教常任委員会福塚 実委員長。

〔総務文教常任委員長 福塚 実登壇〕

○総務文教常任委員長（福塚 実）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十七号、五條市学校適正化基本計画の素案に対する決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

五條市学校適正化基本計画の素案に対する決議（案）

このたび、五條市教育委員会では、「五條市学校適正化検討委員会」からの答申を受け、子供たちの未来にとって、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造により良い教育環境の実現に向けて策定される「学校適正化基本計画」の素案を作成し、議員全員協議会で報告をいただいたところであります。

また、平成二十八年十一月十七日から十一月三十日に掛けまして、広く市民の皆様にご公表し、御意見をいただく場として、保護者や地域住民の皆様を対象とした説明会を実施されておりますが、その中でいただきました様々な御意見を踏まえ、最終的な「五條市学校適正化基本計画」を策定していくと聞いております。

考えるべき第一は「子供の教育」であります。子供たちが、未来をたくましく生き抜く力を付けていくためにも、より良い教育と環境が重要であると考えます。

よって、基本計画の策定にはこれまで説明会で出されました貴重な御意見、御提言を十分反映し、結論を急がず市民の皆様に丁寧に説明し、御理解と御協力が得られる「五條市学校適正化基本計画」の策定となりますことを強く望むものであります。
以上、決議する。

平成二十八年十二月十九日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は決議案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は決議案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第七、発議第十八号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第十八号 五條市クリーン・オアシスに対する調査報告を求める決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十八年十二月十九日提出

提出者	五條市議会議員	山口耕司
賛成者	五條市議会議員	大谷龍雄
〃	吉田雅範	
〃	岩本孝	
〃	窪佳秀	

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十八号、五條市クリーン・オアシスに対する調査報告を求める決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

五條市クリーン・オアシスに対する調査報告を求める決議（案）

本議会におきまして、十二月十二日の議案審査において、し尿処理施設運転管理業務委託の質疑で、クリーン・オアシスの建物にひび割れ等が発生しており、問題となっている事が判明しました。

所管する厚生建設常任委員会で説明を受けた後、現地建物の視察を行い、担当課からの報告等の遅れもあり、補修は業者で処理される可能性があるのでないかと委員会でも指摘されたところです。

この施設は、市民にとって日常生活に必要不可欠であり、また、吉野町から五條市との覚書等に基づき、建設費並びに運転経費についての負担金もいただいております。

よって五條市といたしまして、施設の安全が確保でき、安心して利用できる施設となるよう早急に対策を講じていただくことと、安全性が確保できるまで、所管する厚生建設常任委員会に調査したことを随時報告することを強く求める。

以上、決議する。

平成二十八年十二月十九日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正）起立全員であります。

よって本案は決議案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）議事の都合により副議長と交替いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（山口耕司）議長の職務を行いますので、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

吉田 正議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よってこの際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第百十七条の規定により、吉田 正議員の退場を求めます。

〔吉田 正議員退場〕

○副議長（山口耕司）まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成二十八年十二月十九日

五條市議会副議長 山 口 耕 司 殿

辞 職 願

五條市議会議長 吉 田 正

このたび、諸般の事情により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（山口耕司）お諮りいたします。吉田 正議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって、吉田 正議員の議長の辞職を許可することに決しました。

吉田 正議員の入場を許します。

〔吉田 正議員入場〕

○副議長（山口耕司）ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際議長選挙の日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よってこの際、議長選挙の日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○副議長（山口耕司）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○副議長（山口耕司）追加日程第一、選第二号を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）選第二号 議長の選挙について。
地方自治法第百三条第一項の規定により、本市議会議長の選挙を行う。
平成二十八年十二月十九日提出

五條市議会

○副議長（山口耕司）意見調整のため休憩いたします。
午後五時十七分休憩に入る

午後六時十八分再開

○副議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め、延会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（山口耕司）御異議なしと認めます。
よって本日はこれにて延会することに決しました。
明日午前十時に再開し、議案審議を行います。
本日はこれにて延会いたします。

午後六時十九分延会